

令和 年 月 日

保護者様

清瀬市立清瀬第五中学校  
校長 堀内 雅之

### 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法に基づく感染症により、下記の感染症にかかった場合は出席停止の扱いとなります。療養期間が済みましたら、登校時に登校届を保護者が記入し、ご提出ください。

第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎	腫瘍症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	第3種に準ずる
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等）	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

キリトリ

清瀬第五中学校 学校長殿

### 登 校 届

年 組 番 生徒氏名

感染症（ ）のため

月 日（ ）～ 月 日（ ）まで加療しました。

月 日（ ）より登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名